

2026年4月

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

**「世界標準債券ファンド（1年決算型）（愛称：ニューサミット（1年決算型）」  
繰上償還（予定）および新規販売停止のご案内**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は三井住友信託銀行をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、ご投資いただいております「世界標準債券ファンド（1年決算型）（愛称：ニューサミット（1年決算型））」につきまして、同ファンドの運用会社であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社から、繰上償還を予定している旨の連絡がございました。

これに伴い、2026年5月19日(火)より新規の販売を停止いたします。詳細については、次頁以降の「新規販売停止にかかるご留意事項」および同社作成のお知らせをご高覧ください。

また、同ファンドの償還金をお受け取りになられた受益者様が、所定の期間内に当社取り扱いの投資信託を新たにご購入いただく場合は、お申込手数料が無料となる「償還乗換優遇制度」をご利用いただけます。今後のスケジュールおよび「償還乗換優遇制度」の詳細については、次頁をご参照ください。

今後とも三井住友信託銀行をご愛顧賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

**<今後のスケジュール（予定）>**

購入・スイッチング申込受付最終日	2026年5月18日（月）
新規販売停止日	2026年5月19日（火）
自動購入プラン引落とし最終日	2026年6月11日（木）
解約申込受付最終日	2026年6月22日（月）
繰上償還予定日	2026年6月24日（水）
償還金の入金予定日	2026年6月25日（木）

### ＜新規販売停止にかかるとご留意事項＞

#### 1. 新規販売停止する日

2026年5月19日（火）

- ご購入をご希望の場合は、2026年5月18日（月）までにご注文手続きを完了する必要があります。ご注文締切時間は、店舗 15 時・インターネットバンキング 15 時半です。
- 解約のお申し込みは、2026年6月22日（月）まで承っております。
- 累投コースを選択されている場合は、引き続き、分配金支払い時に再投資が行われます。

#### 2. 投資信託スイッチングサービスについて

投資信託スイッチングサービスとは、特定のファンド間での乗換取引について、同一日の価額で売買を行い、かつ乗換先ファンドの販売手数料を無料とするサービスです。

- 申込受付最終日：2026年5月18日（月）※ご注文締切時間 15 時
- 販売対象ファンド：「世界標準債券ファンド（愛称：ニューサミット）」
- お手続きは店舗にて承ります。インターネットバンキングではご利用いただけません。

#### 3. 自動購入プランについて

自動購入プランをご利用中の場合は、毎月の自動購入を継続いたします。

2026年5月19日（火）以降、自動購入プランの新たなお申し込み・増額を承ることはできません。自動購入プランの最終引落日は、2026年6月11日（木）です。

#### 4. コース変更について

「一般コース」と「累投コース」間のコース変更のお手続きは、2026年5月19日（火）以降もお取引店舗にて引き続き承ります。

### 償還乗換優遇制度のご案内

#### 1. 対象商品

当社取り扱いの投資信託（ただし、お申込手数料が無料の投資信託を除きます。）

#### 2. 対象金額

普通預金口座に入金される同ファンドの償還金額

#### 3. 対象期間（償還乗換優遇制度をご利用いただける購入申込期間）

2026年6月25日（木）～2026年9月30日（水）※

※ 基準価額決定日が2026年9月30日（水）までの購入申込が対象です。

#### 4. 注意事項

お手続きの際は、あらかじめお取引店舗へ償還乗換優遇制度をご利用の旨お申し出ください。なお、以下の場合は「償還乗換優遇制度」をご利用いただけませんので、ご注意ください。

- ・インターネットバンキングでお手続きをされる場合
- ・投資信託自動購入プランをご利用の場合
- ・「三井住友信託銀行トータルソリューションパック」をご利用の場合  
（その他のキャンペーンもご利用いただけない場合がございます。）

償還乗換優遇制度に関してご不明な点などございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、「投資信託及び投資法人に関する法律」第20条、その関係法令および証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、お知らせいたします。

### 【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 世界標準債券ファンド（1年決算型）

＜愛称：ニューサミット（1年決算型）＞

（以下、当ファンドといたします。）

### 【繰上償還の理由】

当ファンドは、2014年6月に運用を開始いたしましたが、2016年2月以降長らく、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。

また、当ファンドの信託約款第38条第8項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書（目論見書）においても繰上償還に関して説明されております。

このように、2026年2月末現在、当ファンドの純資産総額は約2.71億円となっており、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

### ＜当ファンドの状況＞

ファンド名	純資産総額		基準価額		累計分配金	
	2026年 2月末	2026年 3月末	2026年 2月末	2026年 3月末	2026年 2月末	2026年 3月末
世界標準債券ファンド （1年決算型）	2.71億円	2.60億円	15,667円	15,048円	0円	0円

※累計分配金は、設定来にお支払いした収益分配金の総額（税引前、1万口あたり）です。

### 【書面決議に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2026年4月21日（火）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2026年6月3日（水）
◎書面決議日	: 2026年6月10日（水）
◎当局への届出日（予定）	: 2026年6月11日（木）
◎信託終了日（予定）	: 2026年6月24日（水）
◎償還金支払開始日（予定）	: 2026年6月25日（木）

※繰上償還が確定した場合、当ファンドの購入申込は、2026年6月12日以降、受け付けないこととします。なお、換金申込は、引き続き、2026年6月22日まで受け付けることを原則とします。

【書面決議の判定】

当ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2026年4月21日現在の受益権口数の合計が、2026年4月21日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、2026年6月24日をもって繰上償還させていただきます。

また、本書面決議にて否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

2026年4月17日  
東京都港区赤坂九丁目7番1号  
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社